○防衛省告示第六十九号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十一日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区　域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒

(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒

(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒

(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十一日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒

(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒

(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十一号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十一日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月十一日

東北地方整備局長　小池　剛

その区間の図面縦覧場所

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内一四九番二から同町五斗蒔町二〇四番一まで　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十一日

○関東地方整備局告示第二百十一号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十六年四月十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

名称　国営アルプスあづみの公園

位置　長野県安曇野市穂高牧、穂高柏原及び堀金烏川

区域　別紙図面のとおり（略）

（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十六年四月十一日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十六年四月二十六日

○関東地方整備局告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十八号

三　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

稲敷市月出里字新畑三一〇番から同市蒲ヶ山字水砂四六番一七まで　〇・〇〇～一五〇・五四メートル　〇・二六七キロメートル

稲敷市沼田字芝山二五一二番九から千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一〇七番まで　〇・〇〇～三九九・六二一　一〇・六七一

四　指定する期日　平成二十六年四月十一日

○関東地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市大和田四丁目一二九六番三から同市大和田三丁目一一一九番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月十一日